

滋賀県バドミントン協会 後援名義使用申請について

1. 申請対象事業

(1) 事業の内容

- ・県内にバドミントン競技を広く、普及・発展するための大会または研修会など。

(2) 承認を受けようとする団体

- ・県協会 加盟団体（市町バドミントン協会を含む）
- ・上記の団体が主要な構成員として参加している実行委員会

2. 申請時期

※余裕を持って申請してください。

継続的に実施している事業については承認通知書の送付まで、2週間程度で対応できますが、新規事業や書類の不備、申請の集中等で日数を要する場合がありますので、申請には以下の期日を守ってください。

- (1) 事業の開催にあたり、1ヶ月前に事務局理事長宛に届くようにすること。
- (2) 承認通知書が届くまでは、必ず（案）、（予定）と記載すること。
- (3) 承認通知書が手元に届く前に印刷業者に出稿のないように注意すること。
- (4) 滋賀県バドミントン協会での受付が開催まで1週間を切る場合は、いかなる理由でも受理できません。

3. 必要な書類

- ・申請については、以下の書類を揃え、滋賀県バドミントン協会理事長宛に提出してください。

(1) 後援名義使用承認申請書

(2) 事業開催要項（案）

開催要項（案）には次の内容が記載されているものとする。

- ①開催趣旨（目的）
- ②主催団体名
- ③開催日時（開催期間と予備日も含めて記載）
- ④開催場所（通称がある場合でも、必ず正式名称を併記すること。）
- ⑤参加人数および対象者
- ⑥大会（研修会など）内容

(ア) 競技大会については、競技方法

(イ) 研修会などについては、講師名・講師略歴およびテーマ

(ウ) 滋賀県バドミントン協会以外の後援申請予定団体 主催・共催・主管

(3) 収支予算書

(4) 安全管理に関する書類

(5) 主催団体を明らかにする書類（新規申請の場合）

- ①承認に該当する団体以外の場合は、団体の活動および規則等がわかる書類

②実行委員会の場合、その構成員の役職および氏名、所属団体が記載されている、委員会名簿と実行委員会規約または規則、会則、定款等

※ただし、同じ団体が同一年度に別の事業を行う場合、2回目以降は不要

(6) 昨年のプログラムまたは開催案内（開催2年目以降）

4. 申請先

滋賀県バドミントン協会 事務局

住所 〒526-0032 滋賀県長浜市南高田町 72-9 森 豊幸気付

電話 090-8194-0486

5. 申請方法

上記書類を期日までに郵送もしくは、PDFにしてメールしてください。

6. 承認審査

継続的に使用承認を受けている事業以外（特に初めての事業）については、承認審査に時間を要する場合があります。

7. 申請内容の変更

申請した事業の内容に変更があった場合は、速やかに届け出てください。また、承認通知を受け取った後の変更は、再度承認審査を行い通知します。

8. 使用承認通知書の送付

承認審査を経て使用承認された事業については、承認通知書を発行し、郵送で申請団体に通知します。連絡先が示されない場合は、申請書記載の申請団体に通知します。

9. 報告書の提出

(1) 事業の終了した団体は、事業終了後1か月以内に報告書を作成し、申請先に提出してください。事業が中止した場合もその旨を報告してください。

(2) 報告書には以下の内容を記載してください。

①事業結果

②参加者数

③滋賀県バドミントン協会が後援であることを記載した書類（開催要項やプログラム等）

④開催にあたり発生した問題の有無